



スポーツ医学検定 各自会場規定

本規定は、一般社団法人日本スポーツ医学検定機構（以下、機構）が開催するスポーツ医学検定（以下、検定）の「各自会場団体受検」に関して、検定の公正さを保つことを目的として定めたものである。

団体責任者及び実施責任者は各自会場での検定実施にかかる全ての責任を負う。実施責任者は本規定に従って公正に検定を実施すること。本規定への違反が発覚した場合には当該会場の全受検者を失格とし、以降機構が主催する全ての検定について各自会場の認定を取り消すことがある。

第 1 章 各自会場について

1. 各自会場の定義

本規定における「各自会場」は、以下の通りである。

- ① 学校教育法に定める学校（専修・各種学校を含む）、各省庁管轄の学校及び官公庁
- ② 前号以外の団体で機構より各自会場設置の承認を得たもの

2. 各自会場の要件

「各自会場」として機構が認定するには以下の要件を満たす必要がある。

- ① 「各自会場団体受検」開催に必要な受検人数である 20 名以上の申込があること（2 級 10 名、3 級 10 名の合計 20 名でも申込み可能）
- ② 検定実施に適した会場（教室・部屋）を自ら用意できること
- ③ 団体責任者および実施責任者、その他受検人数に応じた試験監督者等を用意できるなど、検定を公正に運営できる体制が整えられること
- ④ 団体責任者および実施責任者は成人であること
- ⑤ 本規定の順守を誓約できること
- ⑥ その他、機構からの指示や通知を遵守できること

3. 各自会場の遵守義務

「各自会場」は以下の事項を遵守する必要がある。

- ① 本規定に従った公正な検定運営の実施
- ② 検定志願者募集の際には公開会場であるとの誤認を招かないこと

4. 各自会場認定の取り消し

機構は、各自会場が以下の事項に該当する場合には承認を取り消すことがある。

- ① 各自会場より承認取り消しの申し出があったとき

- ② 本規定に違反する行為が認められたとき
- ③ 検定料の支払いを遅延し、督促にも応じないとき
- ④ 各自会場承認申請の際に虚偽の内容の申請があったとき
- ⑤ 反社会的勢力との関りが判明したとき
- ⑥ その他、機構が各自会場の継続に好ましくないと判断し、改善を要求しても応じない、もしくは改善されないとき

5. 個人情報の取り扱い

- ・ 実施責任者は検定に関する個人情報を適正に管理し、各自会場において漏洩などの問題が生じた場合にはその一切の責任を負う事となる
- ・ 団体受検において得た個人情報（可否結果、成績など）を利用する（合格者一覧の掲示など）場合はその利用内容について志願者（16歳未満の場合は本人に加え保護者も）の同意を得なくてはならない

第 2 章 各自会場実施について

1. 検定日

- ・ 機構が決定した開催日時にて検定を実施すること。

2. 検定実施時刻

- ・ 検定は 2 級・3 級ともに 70 分間で行うこと。遅刻者も他の受検者と同じ時刻で終了しなければならない（詳細は「6.遅刻者への対応」を参照）。
- ・ 同一級を複数の時間帯に分けて実施してはならない。併願者がいる場合でも同一級の受検者は開始時刻と終了時刻を合わせる事。複数会場で実施する場合も同一級は同一時間に実施しなければならない
- ・ 開始時刻と終了時刻は以下の通りに設定する。

3 級 : 13:00～14:10

2 級 : 15:00～16:10

3. 受検級

- ・ いかなる場合も同一人物が同一検定日に同一級を重複して受検はできない。実施責任者は申込時に重複受検者がいないことを確認すること。ただし、一回でも級が異なる場合は受検可能。

4. 会場・監督の手配、各会場既規定の理解

- ・ 検定実施に必要な会場の手配をすること。
- ・ 1 教室に最低 1 名

- ・ 受検者 30 人毎に 1 名以上の監督者を配置すること。
- ・ 実施責任者以外に監督者が必要な場合はその手配をすること。
- ・ 監督者全員が本規定と『スポーツ医学検定試験運営マニュアル』を熟読し、あらかじめ検定の流れと要点を理解したうえで、公平に検定を実施すること。
- ・ 監督も含め、検定問題の受領から解答用紙の返送まで一連の作業に関わる人物は検定を受検できない。

5. 不正行為、迷惑行為の防止

受検者が以下のような不正と疑わしき行為をしないよう、厳重に監視すること

- ① 検定開始前に問題冊子を開くこと。
- ② 携帯電話等の電子機器類の使用。
- ③ 公式テキストやノートなどの閲覧。
- ④ 荷物に手を触れる行為。
- ⑤ 上記以外の不正や、他の受検者への迷惑・妨害と認められる行為。

上記の行為を行ったものには警告を与え、指示に従わない場合や繰り返し行う場合は退場させ失格とする。また、明らかな不正行為の場合は直ちに退場、失格とする。併願の場合は他の受検級も無効とする。

6. 遅刻者への対応

- ・ 検定開始後 10 分経過後の入室は不可。ただし、遅延証明書等によって遅刻理由が証明できる場合には実施責任者の判断で受検を許可してよい。ただし、終了時刻は他の受検者と同じとする。

7. 検定料

- ・ 申込締め切り後の欠席者、失格者、棄権者等に対しての返金や申込の取り消しは、入金の有無に関わらずいかなる理由であっても行わない。
- ・ 検定料の支払が確認できない場合、受検票の送付、結果通知の発送はしない。

8. 問題冊子と解答用紙の取り扱い

- ・ 問題冊子・解答用紙、その他の送付物は到着後に枚数と内容を確認し、確認後は検定当日まで問題の内容（出題形式も含む）について一切漏洩が無いよう施錠できる場所（もしくはそれに準ずる場所）で保管すること。
- ・ 解答用紙やその他返送の指示があるものは検定日当日から 2 日以内には漏れなく返送すること。連絡なくそれ以上遅れた場合には返送された解答用紙全てを無効と判断する場合がある。また、解答用紙の内容には回収から返送までの間いかなる事情があっても一切手を加えてはならない。

9. 災害等の緊急時

- ・ 受検者の安全を最優先とし、避難等の対応を取った後機構へ問い合わせ、指示に従うこと
- ・ 検定日当日に休校や学級閉鎖により検定実施が困難な場合、それが決定した時点で機構へ問い合わせ、指示に従うこと。